

## 公民(裁判について③)

これまでの日本では、裁判は①\_\_\_\_\_と②\_\_\_\_\_がかかりすぎるといふ印象が強かったため、そのような現状を改め、人々が利用しやすい裁判制度にするために③\_\_\_\_\_改革が進められてきた。その一環として、2009年から④\_\_\_\_\_制度がスタートした。これは、国民が⑤\_\_\_\_\_として刑事事件に参加し、裁判官といっしょに被告人の有罪・無罪や刑の内容を決める制度である。④\_\_\_\_\_制度が導入されたことにより、裁判の内容に⑥\_\_\_\_\_の視点や感覚が反映されるようになり、⑦\_\_\_\_\_に対する理解と信頼が深まることが期待されている。

また、司法にとって、無実の罪(⑧\_\_\_\_\_)をいかに防ぐかは最も重要な課題である。それを防ぐためにも、第一審の裁判所の判決に納得できない場合は⑨\_\_\_\_\_、第二審の裁判所の判決に納得できない場合は⑩\_\_\_\_\_できる。しかし、日本では⑪\_\_\_\_\_棄却になることも少なくない。